

2008年3月6日

第2回新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会資料

今後の有識者委員会の活動内容と進め方に対する提案

ブリッジ エーシア ジャパン 新石正弘
国際環境 NGO FoE Japan 清水規子
日本国際ボランティアセンター 高橋清貴
メコン・ウォッチ 福田健治

以下、第2回委員会資料「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会設置要領（案）」（以下、設置要領案）を踏まえ、今後の委員会の活動内容及び進め方について提案させていただきます。

設置要領案では、新ガイドライン案及び異議申立手続要綱案の作成にあたっての「助言」を委員会の目的及び活動内容としています。また、第一回委員会では、事務局より、委員会の活動内容について、以下の説明がありました。

- ・ まず事務局がガイドラインの素案を委員会に提示し、委員会で委員からのコメントを受け、新 JICA が議論を反映させたパブリックコメント案を作成する。
- ・ パブリックコンサルテーション及びパブリックコメントを受けた新 JICA の対応について、委員会に対して説明を行う。

したがって、委員会の役割は、事務局作成の素案に対する委員会内での議論に限定され、委員会としての独自のアウトプットは予定していないこととなります。私たちは、現在の事務局案は、以下の点から適切ではないと考えます。

- ・ 素案提出以前に、新ガイドライン全体の構成から議論が必要です。現状では、円借款について JBIC の、開発調査について JICA の、それぞれ性格の異なるガイドラインが適用されており、また無償資金協力については詳細な環境社会配慮ガイドラインが設けられていないなど、大きく異なる取扱いがなされています。これを新 JICA で一元的に審査・実施するにあたっては、環境社会配慮ガイドラインがどの段階にどのように適用されるのか、ガイドラインの目次レベルからの議論を経なければなりません。ガイドラインの全体構成に関する委員間の議論を経ずに事務局が素案を提示することは不適當です。
- ・ 素案に対して委員がコメントを行うだけでは、パブリックコメントの会議版にすぎなくなってしまいます。委員对新 JICA という一対一でのやりとりではなく、ステークホルダー間での多方向の議

論を経て合意形成を目指すことができるところに、委員会開催の意義があるものと思います。様々なステークホルダーが集まる委員会の場で、新ガイドラインのあり方について一定の成案を得た上で、新 JICA としての対応を検討すべきです。

- ・ 委員会としての成果物を取りまとめないと、委員会での議論と新 JICA 案の異同を検証することが困難になり、新 JICA が委員会の見解を尊重したかが明らかになりません。
- ・ ガイドラインの運用においては、その規定の文言が重要になるため、最終的な文言についても委員会で議論を行い、新 JICA は自身の案について委員会に対して十分説明し、委員会からのフィードバックを得るべきです。

したがって、今後の委員会の活動内容について、以下のように提案致します。

●活動内容

- ・ 委員会は、現行ガイドラインの運用実態・実施状況（事例研究を含む）、環境社会配慮に関する国際的潮流、新 JICA の業務の流れなどを踏まえ、新ガイドライン・異議申立手続要綱の作成及びその実施体制・運用方法について、新 JICA に対し助言することを目的に、提言を取りまとめ、その反映状況についてフォローアップを行う。

●活動スケジュール案

1. 論点整理（3 回程度）

- ・ 以下の各点について、委員間で情報を共有し、新ガイドラインの作成にあたって議論すべき点を整理する。
 - 「JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」によって導き出される、両ガイドラインの効果及び課題の整理
 - 各業務における環境社会配慮の実施状況に関する事例研究
 - 新 JICA の体制・業務及び各スキームの業務フロー
 - 国際機関など他の開発援助機関における環境社会配慮政策の動向

2. 論点に対する議論（5 回程度）

3. 提言案作成（論点に関する議論と平行して）

- ・ 必要に応じてワーキンググループを設置する。

4. 提言案に関する議論（2 回程度）

5. 委員会提言の新 JICA への提出

6. 新ガイドライン案について、提言の反映状況を説明・議論

7. パブリックコメント・コンサルテーションを受けた修正について、委員会に説明・議論

以上